

工事請負契約の変更契約の締結について

市民会館ホール改修工事の請負契約について、次のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蕨市条例第19号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的

市民会館ホール改修工事

2 契約の方法

随意契約

3 契約の金額

変更前 金302,500,000円

変更後 金345,180,000円

4 契約の相手方

埼玉県さいたま市浦和区領家五丁目12番20号

中島建工株式会社

代表取締役 中島 道宏

令和8年6月1日提出

蕨市長 頼高英雄